

日本弁護士連合会は、弁護士等* が、犯罪収益の移転行為（マネー・ローンダリング）に関与しないことを確保するため、**「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程及び規則」**を定めています。

それによって、

弁護士等が一定の**法律事務の依頼**などをお受けする際に、**「本人特定事項の確認」**をさせていただくことがあります。

* 弁護士等とは、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人をいいます。

弁護士がマネー・ローンダリングに関わらないために
ご理解とご協力をお願いします。



日弁連広報キャラクター
ジャフバ

詳しくは裏面をご覧ください

JABA 日本弁護士連合会

日本弁護士連合会の規程により、弁護士等は、下記の場合に（一定の例外を除きます。）、「依頼者の本人特定事項の確認」を行うことが義務付けられています。

どうか、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
詳しくは、日本弁護士連合会のホームページの解説等をご参照ください。

- (1) 法律事務に関連して、依頼者の口座を管理したり、依頼者から現金（送金を含みます。）、有価証券その他の資産（合計が200万円以上になる場合）を預かったり、そのような資産を管理する場合（規程第2条第1項本文）
- (2) 規程が定める不動産の売買など、一定の取引等について、弁護士等が依頼者のために、その準備又は実行をする場合（規程第2条第2項）

弁護士等が「本人特定事項の確認」をする際には、次のような書類をご提示いただき、コピーをとらせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

個人の場合...氏名・住居・生年月日を、写真付きの自然人本人確認書類（運転免許証、旅券等）や、2種類の保険証・年金手帳等で確認させていただきます（規程第2条第3項第1号）。

法人の場合...依頼者の名称、本店又は主たる事務所の所在場所を、法人設立登記に係る登記事項証明書等で確認するとともに、原則として、現に依頼を行っている自然人が依頼権限を有することを確認させていただきます（規程第2条第3項第2号、規程第4条第1項）。

このチラシは以下のURLからダウンロードできます。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/honnin_kakunin.pdf